

総社市訓令第4号

庁中一般
出先機関

総社市復興推進室設置規程（平成30年総社市訓令第8号）及び総社市被災者寄り添い室設置規程（令和元年総社市訓令第9号）は、廃止する。

令和5年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。